

## 令和元年第7回氷川町議会定例会会議録（第1号）

令和元年12月9日  
午前10時00分開会  
於 議場

### 1. 議事日程（第1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 議案第46号 氷川町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第47号 氷川町フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第48号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第49号 氷川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第50号 氷川町福祉センター等条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第51号 氷川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第52号 氷川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第53号 令和元年度氷川町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第13 議案第54号 令和元年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第55号 令和元年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第15 議案第56号 令和元年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第16 議案第57号 令和元年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第17 議案第58号 熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

日程第18 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番 西尾正剛	2番 木下厚
3番 河口涼一	4番 清田一敏
5番 長尾憲二郎	6番 吉川義雄
7番 上田俊孝	8番 三浦賢治
9番 上田健一	10番 松田達之
11番 片山裕治	12番 米村洋

4. 欠席議員はなし。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 平山早苗 書記 畑野照美

6. 説明のため出席した者の職氏名

町長 藤本一臣	副町長 平逸郎
教育長 太田篤洋	総務課長 稲田和也
企画財政課長 濤岡美智代	税務課長 西田美子
町民課長 尾村幸俊	福祉課長 山本昭義
農業振興課長 前田昭雄	農地課長 星田達也
建設下水道課長 野田俊明	地域振興課長 前崎誠
会計管理者 橋本智明	学校教育課長 岩本博美
生涯学習課長 増永光幸	代表監査委員 島田博行

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（米村 洋君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和元年第7回氷川町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（米村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、5番、長尾憲二郎君、6番、吉川義雄君を指名します。

-----○-----

#### 日程第2 会期の決定

○議長（米村 洋君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月13日までの5日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月13日までの5日間とすることに決定しました。

-----○-----

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（米村 洋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項に基づく教育に関する事務の管理及び執行状況の点検、評価等の報告書が提出されていますので報告します。

次に、例月現金出納検査が実施され、その報告書が提出されていますので報告します。

次に、定期監査が実施され、その報告書が提出されていますので報告します。

次に、平成31年第1回八代生活環境事務組合議会定例会が開催され、会議録が提出されていますので報告します。

次に、八代広域行政事務組合議会令和元年10月定例会が開催され、会議録が提出されていますので報告します。

次に、令和元年第2回氷川町及び八代市中学校組合議会定例会が開催され、会議結果の報告が提出されていますので報告します。

なお、報告書及び会議録は議会事務局に保管してありますので、ご自由に閲覧願います。

次に、令和元年10月1日に、熊本県町村議会議長会議員研修会が嘉島町で開催され、議長ほか10名が出席しましたので報告します。

次に、令和元年10月10日に、熊本県町村議会議長会理事会が益城町で開催され、議長が出席しましたので報告します。

次に、令和元年11月6日から8日まで、徳島県上勝町、香川県綾川町において、総務文教常任委員会・産業建設厚生常任委員会、合同視察研修を実施しましたので報告します。

次に、令和元年11月13日に、第63回町村議長会全国議長大会が東京で開催され、議長が出席しましたので報告します。

次に、令和元年11月22日に、熊本県町村議会議長会議会広報研修会が熊本市で開催され、議会広報調査特別委員会委員4名が出席しましたので報告します。

次に、令和元年11月25日から27日まで、沖縄県宮古島市伊良部において、三浦議員、長尾議員、上田俊孝議員が自主研修をしましたので報告します。

これで、諸般の報告を終わります。

-----○-----

- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 議案第46号 氷川町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第47号 氷川町フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第48号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第49号 氷川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第50号 氷川町福祉センター等条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第51号 氷川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第52号 氷川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第53号 令和元年度氷川町一般会計補正予算（第5号）について

日程第 13 議案第 54 号 令和元年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第 14 議案第 55 号 令和元年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について

日程第 15 議案第 56 号 令和元年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第 16 議案第 57 号 令和元年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について

日程第 17 議案第 58 号 熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

日程第 18 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（米村 洋君） 日程第 4、行政報告から、日程第 18、諮問第 3 号、人権擁護委員候補者の推薦についてまで一括議題とします。

町長の行政報告と提案理由の説明を求めます。

町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 皆さま、おはようございます。

二十四節気の一つ、大雪を過ぎまして、日に日に寒さが増しておりますけれども、皆さま方にはそれぞれの立場でご活躍のこととお慶びを申し上げます。

本日は、令和元年第 7 回氷川町議会定例会を招集をいたしましたところ、皆さま方には年末の大変お忙しい中にご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、日ごろより町政の運営にあたりまして格段のご協力を賜り、おかげをもちまして各種施策、概ね順調に展開をできております。心より感謝とお礼を申し上げます。

今年も台風、豪雨によりまして、日本全国、大規模な被害が発生をいたしております。尊い命と貴重な財産が奪われました。被災をされました全ての皆さま方に心よりお悔やみとお見舞いを申し上げたいと思っております。併せまして、それぞれの被災地が 1 日も早い復旧、復興をされますことを願っているところでありますし、私どもでできる支援は精一杯させていただきたいというふうに思います。

本年度も 8 カ月が経過をいたしました。主な事業の進捗につきまして、ご報告をさせていただきます。

3 年目を迎えます防災行政無線デジタル化事業につきましては、各世帯の戸別受信機の更新を 9 月 9 日から 11 月 15 日にかけて、地区別に順次更新をしておりますが、不在世帯あるいは受信アンテナの設置が必要な世帯がございまして、まだ未更新であります。進捗率が 80 パーセントの状況でございます。

野津防災公園整備事業につきましては、造成工事がほぼ完了し、今後は法面の防

草シート敷設を行う予定でありまして、進捗率が90パーセントの状況であります。

まちづくり酒屋美装化事業につきましては、内装工事を実施をいたしております。11月末現在の進捗率が40パーセントであります。12月中にはふすま等の修復が完了する予定でありまして、それが完了いたしますと進捗率80パーセントという状況でございます。

高齢者等福祉タクシー利用料金支援実証事業につきましては、11月末までに183名の申請がっております。対象者数が664名でありますので、申請されたのが今27.6パーセントという状況でありまして、今後さらなる啓発を図っていきたいというふうに思います。

病児・病後児保育事業につきましても、4月から実施をいたしております。八代北部医療センター内に施設を設けて行っているところであります。登録者数が21名、10月末までに延べ人数で22名、延べ日数で34日の利用がっております。

今年1月にごみ減量化宣言を行い、その一環といたしまして電気式生ごみ処理機の普及を行っておりますが、11月末現在で55台分の補助を行っております。本年度100台分の予算を計上いたしておりますので、さらなる普及に尽力をまいりたいというふうに考えております。

住宅リフォーム事業につきましては、本年度も利用が多ございます。11月末現在で、通常の住宅改造分で申請件数38件、補助決定金額635万8,000円、実工事費にいたしまして5,274万円の実績であります。

熊本地震一部損壊家屋補修分では申請件数が3件、補助金決定額で60万円、実工事費で445万3,000円の実績となっております。それぞれ相応の経済効果と復旧支援に役立っているものというふうに感じております。なお、熊本地震一部損壊家屋のリフォームにつきましては、本年度で終了の予定でございますので、まだ必要な皆さま方がいらっしゃいましたら、ぜひ年度末までにご利用いただければというふうに思っております。

い業機械再生支援事業につきましては、11月末現在で申請件数15件、補助金額にいたしまして226万6,000円の実績であります。機械の延命化とともに生産性の向上にも役立っているというふうに思っております。なお、懸案でありました、い草移植機の再生産につきましては、クボタ農機により再生産が決定をいたしました。JAやつしろにおきまして希望の申し込みを取られておりますが、氷川町からは10台の申し込みが今、行われているところであります。

団体営農業農村整備事業によりまして、農業用排水路の改修を実施するとともに、多面的機能支払交付金を活用いたしまして、各地区内の農道及び水路等の維持補修

を行っております。

竜北地区県営湛水防除事業並びに氷川大堰ストックマネジメント事業を実施しておりますけれども、それぞれの事業が当初の計画より若干遅れておりますので、今後は県と連携を図りまして、さらなるスピードアップを進めていきたいというふうに思っております。

町内の小中学校空調設備設置工事につきましては、今それぞれの5校で実施、工事を行っております。進捗率につきましては、ご報告を申し上げます。竜北中学校98パーセント、氷川中学校60パーセント、宮原小学校46パーセント、竜北東小学校70パーセント、竜北西部小学校81パーセントの状況であります。それぞれが来年の1月、あるいは2月の工期となっております。業者の皆さん方には、工期内に工事を完了していただきますよう、これからも指導をしていきたいというふうに思っております。

宮原小学校給食受け庫新築工事につきましては、進捗率65パーセントであります。来年1月末の完了を見込んでおります。併せまして、来年度からの共同調理に向け、準備を進めているところであります。

11月5日に、氷川中学校並びに竜北中学校3年生に向けた出前授業を実施をいたしました。町政運営について、たくさんの質問をいただき、町の現状を共有できたことは大変有意義な機会になったというふうに感じております。このことにつきましては、教育委員会で企画をしていただきました。有意義だったなと思っております。来年度以降もぜひ実施をしていきたいというふうに思います。

大空町との交流事業では、11月15日から18日までの4日間、商工会青年部員と職員7名を大空町へ派遣をし、さまざまな体験とともに、大空町青年商工会青年部員との交流を通して友好の絆を深めてくれました。

11月9日に、竜北体育センターにおきまして、県内10市町村の参加を得て、第14回熊本県県南合同公売会を開催をいたしました。税の滞納者から差し押さえた物件248点を入札とせり売りの方法で競売にかけ、230品が落札をし、滞納金の補填に充てております。

ふるさと納税につきましては、11月末現在で1,573件、2,319万6,000円の実績であります。昨年同期が187件、252万5,000円でありましたので、件数で1,386件、金額で2,061万1,000円の増加となっております。

ペルー訪問の際に、平岡ルイス様から要望のありました、貧困支援のための古着提供につきましても、取り組みを行うことといたしました。今月15日に第1回目の回収を予定しておりますので、議員各位並びに町民各位の積極的なご協力をお願い

したいというふうに思っております。

以上で行政報告を終わります。

さて、本定例会に提案をいたしておりますのは、条例制定並びに一部改正7件、令和元年度一般会計及び特別会計補正予算5件、規約の変更1件、諮問1件でございます。

議案第46号から議案第48号までは、氷川町会計年度任用職員制度の導入に伴い、関係条例を制定するものでございます。

議案第49号は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び施行令の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第50号は、竜北及び宮原福祉センターの利用区分等の統一、整理を行うため、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第51号は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第52号は、児童福祉法並びに厚生労働省令の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第53号は、令和元年度氷川町一般会計補正予算（第5号）でありまして、歳入歳出それぞれ2億797万8,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ76億188万2,000円とするものでございます。歳入の主な予算といたしまして、国県支出金合計で7,599万1,000円、繰越金1,892万7,000円、町債8,840万円であります。歳出の主な予算は、総務費4,281万円、民生費2,603万2,000円、土木費9,037万3,000円、消防費3,280万5,000円、教育費1,438万2,000円であります。

議案第54号は、令和元年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ689万5,000円を追加し、歳入歳出総額それぞれ20億1,631万8,000円とするものでございます。歳入の主な予算として、国庫支出金137万7,000円、繰越金509万6,000円で、歳出の主な予算は総務管理費180万2,000円、償還金及び還付加算金493万3,000円でございます。

議案第55号は、令和元年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第3号）でありまして、歳入歳出それぞれ63万4,000円を追加し、歳入歳出総額それぞれ18億2,150万5,000円とするものでございます。歳入の主な予算として、国庫補助金105万5,000円、歳出の主な予算は、総務管理費63万4,000円でございます。

議案第56号は、令和元年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）



でありまして、歳入歳出それぞれ18万2,000円を追加し、歳入歳出総額それぞれ1億6,860万7,000円とするものでございます。歳入の主な予算といたしまして、繰越金17万3,000円、歳出の主な予算、総務管理費17万2,000円でございます。

議案第57号は、令和元年度氷川町下水道特別会計補正予算（第2号）でありまして、歳入歳出それぞれ3,787万8,000円を追加し、歳入歳出総額それぞれ6億538万7,000円とするものでございます。歳入の主な予算は、国庫補助金600万円、町債3,180万円でございます。歳出の主な予算として、公共下水道事業費3,787万8,000円であります。

議案第58号は、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について、議会の議決を求めるものであります。

諮問第3号は、人権擁護委員候補者の推薦について、議会の意見を聞くものであります。

以上、簡単に説明を申し上げましたが、具体的な内容につきましては担当課長に説明をさせますのでよろしくご審議をいただき、円満なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。行政報告並びに開会のご挨拶といたします。

○議長（米村 洋君） これから、議案第46号から順次、詳細説明を求めます。

総務課長、稲田和也君。

○総務課長（稲田和也君） 議案第46号、氷川町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について、議案第46号についてご説明いたします。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としまして、働き方改革を背景に、非常勤職員等の適正な任用の確保等を目的とした地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計任用職員制度が創設されることに伴い、会計年度任用職員の勤務を規定するため、条例を制定するものでございます。

これまで各地方公共団体により、さまざまな法的根拠で任用されてきた非常勤職員等は、改正法の施行により会計年度任用職員として全国的に統一された制度に基づく任用に移行します。会計年度任用職員には、パートタイム会計年度任用職員とフルタイム会計年度任用職員があり、一つの会計年度を超えない範囲で任用される職員であり、本町の非常勤職員等は、原則として本制度へ移行することとなるもの

です。

主な制定内容をご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

第3条で、パートタイム会計年度任用職員の報酬について、月額、日額等の報酬を報酬の額の基準について定めるものでございます。

2 ページをご覧ください。

第4条は、時間外勤務報酬額の算定及び支給方法を定めるものです。

3 ページになります。

第5条、第6条で、休日勤務報酬、特殊勤務報酬を一般職の常勤職員の例によるものと定めるものです。

第7条は、パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給基準について定めるものです。

4 ページをご覧ください。

第8条は、報酬の支給方法について定めるものです。

5 ページになります。

第9条は、勤務1時間当たりの報酬額の算出方法を定めるものでございます。

第12条、第13条は、パートタイム会計年度任用職員の通勤にかかる費用と公務のための旅行をする場合に支払われる費用弁償について、一般職員の例により算定して支給することを定めるものでございます。

6 ページになります。

附則では、報酬等に関する特例として、従前に非常勤職員等として任用されていた者がパートタイム会計年度任用職員に任用された場合について、報酬及び期末手当の年間見込額が前年度の年間給付総額に達しないこととなるときは、均衡上、必要と認められる限度において調整を行うことができることを定めるものでございます。

以上で、議案第46号、氷川町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定についての説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 総務課長、稲田和也君。

○総務課長（稲田和也君） 議案第47号、氷川町フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定についてご説明いたします。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めます。

提案理由としまして、働き方改革を背景に、非常勤職員等の適正な任用の確保等

を目的とした地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用制度が創設されるのに伴い、会計年度任用職員の勤務条件を規定するため、条例を制定するものです。

これまで各地方公共団体により、さまざまな法的根拠で任用されてきた非常勤職員等は改正法の施行により、会計年度任用職員として全国的に統一された制度に基づく任用に移行します。会計年度任用職員には、パートタイム会計年度任用職員とフルタイム会計年度任用職員があり、一つの会計年度を超えない範囲で任用される職員であり、本町の非常勤職員等は、原則として本制度へ移行することとなるものです。

主な制定内容をご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

第2条、第3条でフルタイム会計年度任用職員の給料は、各種手当を除いた額であることと、一般職の行政職給与表を準用し、第3条第2項の別表により、等級別基準職務表で勤務の級の分類の基準を定めるものでございます。

第5条、第6条は、給料の支給減額方法は、一般職の常勤職員の例によるものと定めるものでございます。

2 ページになります。

第7条から10条で、フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当、休日勤務手当、勤務時間1時間当たりの給与額の算出、宿日直手当については一般職の常勤職員の例によるものと定めるものでございます。

第11条は、フルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給基準を定めるものでございます。

第12条、第13条で通勤手当、特殊勤務手当についても一般職の常勤職員の例によるものと定めるものでございます。

3 ページになります。

附則では、給与に関する特例として、従前に非常勤職員として任用されていた者がフルタイム会計年度任用職員に任用された場合について、給与の年額見込額が前年度の報酬の年間見込額に達しないこととなるときは、均衡上、必要と認められる限度において調整を行うことができることを定めるものでございます。

以上で、議案第47号、氷川町フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定についての説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 総務課長、稲田和也君。

○総務課長（稲田和也君） 議案第48号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてご説明いたし

ます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としまして、働き方改革を背景に非常勤職員等の適正な任用の確保等を目的とした、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、関係条例を整備する必要があり改正するものでございます。

新旧対照表でご説明いたします。資料の中ほど12の1ページになります。

第1条、氷川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を次のように改正する。第3条中「占める職員」の次に、「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加えるということで、会計年度任用職員は人事行政の運営等の状況の公表から対象外とするものでございます。

第2条、氷川町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を次のように改正する。第3条に次の1項を加える。4、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める期間の範囲内」とするということで、会計年度任用職員の休職期間は任用期間内の1年以内とするものでございます。

2ページになります。

第3条、氷川町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を次のように改正する。第3条中「給料の額」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、給料に相当する報酬の額)」を加える。パートタイム会計年度任用職員は、給料に相当する報酬の額とするものでございます。

2から3ページになります。

第4条、氷川町職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。第7条第2項中「している職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第8条中、「した職員」の次に「(地方公務員法22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第19条の表第18条の項を削るということで、育児休暇等に関する条例から会計年度任用職員を除くものでございます。

3から10ページになります。

第5条、氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。法

改正により第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改めるということでございます。別表第2中の特別非常勤職員では、任用基準の厳格化により、区長、交通指導員、廃棄物監視員、保健衛生委員、農家組合長、伝承館長、公民館長、地区館長、図書館長、地域人権教育指導員、身体障害者相談員・知的障害者相談員、地域おこし協力隊員を現在の特別非常勤職員から除くものでございます。

11ページになります。

第6条、氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。第18条中「臨時又は非常勤の職員（再任用短時間勤務職員を除く。）」を「臨時的任用職員」に改め、「又は報酬」を削り、同条に次の1項を加えるということで、非常勤職員の職とその報酬を削除するものでございます。「2項、この条例に定めるもののほか、常勤を要しない職員の給与は別に条例で定める。」ということで、今回のパートタイム、フルタイム会計任用職員の給与報酬等に関する条例の制定になります。

第7条、氷川町職員等の旅費に関する条例の一部を次のように改正する。第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改めるということで、法改正による条項ずれを改正するものでございます。

11から12ページになります。

第8条、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を次のように改正する。法改正の「第22条第1項から7項まで削除」により、第2条第2項第3号及び第11条第2号中「第22条第1項」を「第22条」に改めるものでございます。

第9条になります。氷川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。給与条例第18条の削除により、第10条第5項中「、第10条第2項、第18条」を「及び第10条第2項」に改めるものでございます。

戻りまして、資料中ほどの12分の12ページをお願いします。下から3行目になります。

第10条、氷川町交通指導員設置条例は廃止する。今回、法改正により特別非常勤職員の任用基準の厳格化により、交通指導員が特別非常勤職員より除かれることにより、交通指導員設置条例を廃止するものです。今後、交通指導員は有償ボランティアの位置付けとなりまして、設置要綱を制定することになります。

以上で、議案第48号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についての説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 福祉課長、山本昭義君。

○福祉課長（山本昭義君） 議案第49号から議案第52号まで、説明させていただきます。

ます。

議案第49号、氷川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。氷川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としまして、災害弔慰金の支給等に関する法律及び施行令の一部改正に伴い、各条項の番号変更などが整理されたことにより、関係する町の条文を整理するため、条例の一部を改正するものです。

3枚目、新旧対照表をご確認願います。

第15条第3項の償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金について、災害弔慰金の支給に関する法律及び施行令の一部改正に生じた引用条項の整理をしています。なお、この条例は公布の日から施行するものです。

これで、議案第49号、氷川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について説明を終わります。

次に、議案第50号、氷川町福祉センター等条例の一部を改正する条例について説明いたします。氷川町福祉センター等条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としまして、竜北福祉センター及び宮原福祉センターの利用区分等の統一及び整理を行うため、条例の一部を改正するものです。

3枚目、新旧対照表をご覧願います。

12条の関係の別表を改めるものでございます。竜北福祉センターの入館料にある使用料の共通項目にある、幼児4歳以下を廃止し、子供を小学生に限定するものです。宮原福祉センターでは、老人憩い室の個人対応から会議室として利用できるように改め、トレーニング室は中学生と高校生以上とあるのを統一し、大人1人当たり中学生以上とするものです。

次のページは、浴室の対象者の記載を竜北福祉センターと同様、子供を小学生、大人を中学生以上に改め、トレーニング室と浴室の回数券の対象者の記載を改めております。施行日は令和2年4月1日としております。

これで、議案第50号、氷川町福祉センター等条例の一部を改正する条例について説明を終わります。

次に、議案第51号、氷川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明いたします。

氷川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としまして、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図る少子化対策の観点で、幼児教育・保育の無償化に関する子ども・子育て支援法の一部改正に伴い条例の一部を改正するものです。

9枚目以降の新旧対照表をお願いいたします。今回の改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準、内閣府令の一部が改正されたことに伴う改正内容を反映させております。

第2条以降、用語の整理としまして、子ども・子育て支援法の改正により、子育てのための施設等利用給付が創設されました。当該給付は、子どものための教育・保育給付と同様の規定が設けられ、これに伴い子育てのための施設等利用給付に係る用語との区別をするため、支給認定、支給認定保護者、支給認定子どもなど、子どものための教育・保育給付に係る用語が教育・保育給付認定、教育・保育給付保護者、教育・保育給付子どもなど、給付認定が教育・保育給付認定に改めています。

次に、第13条第4項第3号は、食費の提供に要する費用の取扱いについて改正しております。これまで、保育料の中に副食費は含まれておりましたけれども、今回無償化に伴いまして、保育料と副食費が区別されまして、副食費の徴収をすることになりました。それに伴いまして、ア、イ、ウが副食費の免除規定となります。アでは所得割による免除規定となり、(ア)(イ)で対象者と所得割の金額が示してあります。イでは、子供の年齢区分と同一世帯に3人以上子どもがいる場合の免除規定となり、(ア)(イ)で3人目以降が対象となることが示してあります。ウでは、氷川町の少子化対策として、独自の規定でイの(ア)(イ)に規定する年齢要件を18歳未満まで拡大する規定となります。エは3歳未満となり、これまで同様に保育料の中に含まれていますので、食費の徴収をしない規定となります。

次に、第42条第2項から第5項及び第8項の追加の特定地域型保育事業は、町長が認める場合、関連施設確保義務の緩和を規定してあります。

第2項は、代替保育の提供に係る関連施設の確保が著しく困難であると認める場合には、当該関連施設の確保を不要とするものですが、第3項でその場合には小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う者等を連携協力を行う者とし、適切に確保しなければならないものとするものです。

また第4項では、保育の提供の終了に際して、引き続き教育又は保育の提供を行う関連施設の確保が著しく困難であると認められるとき、当該関連施設の確保を不要とするものですが、第5項でその場合には、利用定員が20人以上である企業主導型保育事業に係る施設又は地方公共団体が運営支援等を行っている認可外保育施

設であって、町が適当と認められるものを連携、協力を行う者として、適切に確保しなければならないこととするものです。

さらに第8項は、満3歳以上の児童を受け入れている保育型事業所内保育事業者で、町長が適当と認める者は、保育士配置基準等が認可保育施設と同等であることから、保育終了に際して引き続き教育又は保育の提供を行う関連施設の確保を不要とするものです。施行日は公布の日から施行し、令和元年10月1日から適用することになります。

これで議案第51号、氷川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明を終わります。

次に、議案第52号、氷川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明いたします。

氷川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としまして、児童福祉法の一部改正による厚生労働省令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

4枚目の新旧対照表をお開きください。

議案第51号でも説明しました特定地域型保育事業同様の措置で、町長が認める場合、関連施設確保の義務に関し緩和措置となっております。家庭的保育事業等は、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4つが地域型保育事業と呼ばれるもので、主に0歳、1歳、2歳を対象とした町が認可する小規模な保育事業施設となります。

第6条第2項の追加は、家庭的保育事業者等は、代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認められる場合に当該関連施設の確保を不要とするものですが、第3項では、その場合には小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う者等を連携協力を行うものとし、適切に確保しなければならないものとするものです。また第4項では、保育の提供の終了に際して、引き続き教育又は保育の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であると認められるときは、当該関連施設の確保を不要とするものですが、第5項ではその場合には利用定員が20人以上である企業主導型保育事業に係る施設又は地方公共団体が運営支援等を行っている認可外保育施設であって、町長が適当と認めるものを連携協力を行う者として適切に確保しなければならないこととするものです。

第16条第2項第4号は、家庭的保育事業者等に対する食事の提供の特例に係る外部事業者の拡大要件のためのものです。



第45条第2項は、満3歳以上の児童を受け入れる保育型事業所内保育事業者で、町長が適当と認める者は保育士配置基準等が認可保育施設と同等であることから、保育終了に際して引き続き保育又は教育の提供を行う関連施設の確保を不要とするものです。

附則第2条第2項及び第3条は、自園調理に関する規定の適用期間及び連携施設確保の猶予期間の延長となっております。このほか児童福祉法など、改正内容を踏まえ整合性を図る改正を行っております。この条例は公布の日から施行し、令和元年10月1日から適用するものです。

これで、議案第52号、氷川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正する条例について説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 企画財政課長、濤岡美智代さん。

○企画財政課長（濤岡美智代さん） 議案第53号、令和元年度氷川町一般会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

令和元年度氷川町一般会計補正予算（第5号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億797万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ76億188万2,000円とするものです。

5ページをご覧ください。

第2表、繰越明許費でございます。35款、土木費の町道北川反甫北鹿野線道路改良事業など4事業につきましては、社会資本整備総合交付金事業でありまして、効果的な事業の執行のため工期期間が必要であるため繰り越すものでございます。町道新田役場鹿野線道路改良事業は地盤調査に、町道北川蜜柑山2号線道路改良事業は関係者との協議など、また島崎川河川改修事業については構造物の作成にそれぞれ時間を要し、年度内の完了が見込めないため繰り越すものでございます。

40款、消防費の宮原防災公園整備事業につきましては、今回の補正予算に測量設計業務委託料などを計上しておりますが、年度内の完了が見込めないため繰り越す事業とするものでございます。

6ページをご覧ください。

第3表、地方債補正でございます。限度額の変更です。土木債を2億5,150万円へ、2、消防債を4億3,160万円へ変更するものです。

歳出の主なものについてご説明いたします。14ページをご覧ください。

10款、総務費、5項、総務管理費、15目、企画費、13節、委託料1,100万円でございますが、今年度のふるさと納税の目標額を3,000万円としてお

りますが、11月末現在で2,300万円を超えております。今後、年末に向けて寄附が増えることが予想されますので、3,000万円を超える見込みでございます。寄附目標額を2,000万円増額し、それに伴いますふるさと納税事業支援業務委託料を計上するものでございます。

15ページの85目、ふるさと氷川応援基金費、25節、積立金2,000万円はふるさと納税の寄附額の増加見込みを基金に積み立てるものでございます。

20項、選挙費、40目、県知事選挙費で1,045万3,000円を計上しております。令和2年4月の任期満了に伴う県知事選挙の投開票が3月22日に予定されておりますので、その費用を計上するものでございます。

1節、報酬から次のページの18節、備品購入費まででございますが、備品購入費92万2,000円につきましては、速報用及び開票用のノートパソコン3台及び老朽化したアルミ投票箱4台を買い換えるものでございます。

17ページをご覧ください。

15款、民生費、5項、社会福祉費、15目、障害者福祉費、20節、扶助費1,003万3,000円は、障害児通所給付費等でありまして、対象者の増加により予算の不足が生じるため、計上するものでございます。国庫負担金2分の1、県負担金4分の1の事業でございます。

18ページをご覧ください。

10項、児童福祉費、5目、児童福祉総務費、13節、委託料642万1,000円は、放課後児童クラブ健全育成事業委託料でございます。竜北西及び竜北東放課後児童健全育成クラブ並びに宮原学童保育所の3クラブに対する委託料でございます。県の補助要綱改正に伴い補正するもので、国、県、各3分の1の補助となっております。

次の20節、扶助費371万7,000円は、子育てのための施設等利用給付費であります。特定教育保育無償化に伴うもので、認可外保育施設及び幼稚園の一時預かり保育事業に係るものでございます。国2分の1、県4分の1補助の事業でございます。

20ページをご覧ください。

25款、農林水産業費、5項、農業費、40目、物産館費、18節、備品購入費につきましては、竜北物産館のPOSシステム購入の執行残を減額するものでございます。また、この財源であります歳入の竜北物産館運営基金繰入金も同額を減額いたしております。

35款、土木費、5項、土木管理費、5目、土木総務費、19節、負担金補助及び交付金517万3,000円は単県事業負担金でございます。県道氷川八代線の

大野交差点部分の改良事業費の増額によるものでございます。

21ページをご覧ください。

10項、道路橋りょう費、15目、道路新設改良費、13節、委託料460万円は社会資本整備総合交付金事業であります町道旧国道2号線道路改良測量設計業務委託料及び町道河原鹿島西網道線道路改良用地測量業務委託料でございます。

次の15節、工事請負費4,800万円は町道河原鹿島西網道線及び町道北川反甫北鹿野線の道路改良工事でございます。この工事につきましても社会資本整備総合交付金事業でございます。

20目、橋りょう新設改良費、15節、工事請負費1,900万円は、永田2号橋橋梁改築工事であります。点検により架け替えが必要との判断がなされ改修するものでございます。この事業も社会資本整備総合交付金事業となっております。

22ページをご覧ください。

15項、河川費、10目、河川改修費、15節、工事請負費1,030万円は、準用河川「御講田川」及び島崎川の河川改修工事でございます。当初予算で工事費の計上をいたしておりましたが、それぞれで追加工事により工事費が増額するため計上するものでございます。

40款、5項、消防費、25目、災害対策費、13節、委託料1,002万円は、宮原防災公園測量設計業務委託料でございます。現在、下宮地区にあります、はまどん公園の南側隣接地に防災機能を持った公園を整備するものでございます。次の17節、公有財産購入費で、その用地購入費を計上しております。この防災公園につきましては、緊急防災・減災事業債を活用しての事業でございます。

24ページをご覧ください。

45款、教育費、20項、社会教育費、5目、社会教育総務費、17節、公有財産購入費507万7,000円は、野津古墳群の土地購入費でありまして、当初予算で計上しておりましたが、鑑定評価により不足が生じたため計上するものでございます。次の22節、補償補填及び賠償金につきましても野津古墳群用地にかかる立ち木等の補償金でございます。国庫補助金10分の8の事業でございます。

25ページをご覧ください。

55款、5項、公債費、5目、元金、23節、償還金利子及び割引料の180万円は歳入でもご説明いたしますが、熊本地震災害援護資金貸付金の償還がっております。その中の1件につきまして、今年度中に県へ償還する必要があるため計上するものでございます。

続きまして、歳入の主なものをご説明いたします。

9ページをご覧ください。

40款、5項、5目、5節、地方特例交付金530万3,000円は、子ども・子育て支援臨時交付金でございます。特定教育・保育無償化に係るもので、交付金交付見込額での計上でございます。

11ページをご覧ください。

70款、県支出金、15項、委託金、5目、5節、総務費委託金1,044万6,000円は、権限移譲事務委託金及び県知事選挙委託金でございます。権限移譲事務委託金につきましては、県からの通知により計上するもので、当該事業に充当しておりますので、歳出での財源組替の表示を行っております。

12ページをご覧ください。

95款、諸収入、15項、貸付金収入、5目、5節、民生費貸付金収入415万4,000円は、平成28年熊本地震災害援護資金貸付金について、7件の返済がありますので計上するものでございます。

12ページをご覧ください。

99款、5項、町債、20目、土木債、15節、合併特例債5,800万円は、道路新設改良事業などの財源に充当するものでございます。

26ページ、27ページの給与費明細書及び28ページの地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書につきましては、ご覧いただきたいと存じます。

以上で、議案第53号、令和元年度氷川町一般会計補正予算（第5号）についての説明を終わります。

○議長（米村 洋君） ここで、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時06分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（米村 洋君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

町民課長、尾村幸俊君。

○町民課長（尾村幸俊君） 議案第54号、令和元年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

令和元年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ689万5,000円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億1,631万8,000円とするもの  
でございます。

8ページをお願いいたします。歳出の主なものをご説明いたします。

5款、総務費、5項、総務管理費、5目、一般管理費、13節、委託料の165  
万2,000円は、国保関連の専用パソコンのシステム改修委託料です。通知書の  
口座番号情報表示の変更21万2,000円、番号制度におけるレイアウト改修1  
7万9,000円などの4種類でございます。説明欄のとおりでございます。

9ページをお願いいたします。

45款、諸支出金、5項、償還金及び還付加算金、55目、特定健康診査等負担  
金償還金、23節、償還金利子及び割引料は、特定健診及び特定保健指導の平成3  
0年度事業費の確定によりまして、3分2を国と県からいただいておりますので  
返還する分でございます。493万4,000円のうち、当初1,000円を計上し  
ておりましたので、今回不足分を補正するものでございます。

次に歳入の主なものをご説明いたします。6ページをお願いいたします。

15款、国庫支出金、10項、国庫補助金、40目、5節、社会保障・税番号シ  
ステム整備費補助金の129万2,000円は、歳出のシステム改修のうち補助対  
象となるレイアウト改修の17万9,000円分は3分の2、オンライン関係の改  
修の117万5,000円は、10分10の補助金となるものでございます。

45款、5項、10目、繰越金、5節、その他繰越金509万6,000円は、  
歳出にありました特定健診等返還分493万3,000円、葬祭費増額分16万円、  
システム改修の歳入歳出の差額分3,000円の合計でございます。

これで議案第54号、令和元年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1  
号）について説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 福祉課長、山本昭義君。

○福祉課長（山本昭義君） 議案第55号、令和元年度氷川町介護保険特別会計補正予  
算（第3号）についてご説明いたします。

令和元年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり定めるた  
め、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いします。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ63万4,  
000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億2,150万5,  
000円とするものでございます。

4ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為の補正です。令和3年度から令和5年度までの氷川町高齢

者福祉計画及び第8期介護保険事業計画を来年度、令和2年度に作成しなければならぬため、今年度中に委託業者を選定し、来年4月から委託事業を開始できるように準備するものでございます。

次に8ページ、歳出をお願いいたします。

5款、総務費、5項、総務管理費、5目、一般管理費、13節、委託料に63万4,000円を計上しております。主な理由としまして、医療法人社団本田会の控訴による第2審の代理人委託料として50万円計上しております。

歳入の7ページをお願いいたします。

主な歳入としまして、15款、国庫支出金、10項、国庫補助金、20目、5節、保険者機能強化推進交付金は196万6,000円の内示がありましたので96万6,000円を増額し、45款、5項、5目、5節、繰越金を96万6,000円減額しております。

以上で、議案第55号、令和元年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 町民課長、尾村幸俊君。

○町民課長（尾村幸俊君） 議案第56号、令和元年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

令和元年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,860万7,000円とするものです。

7ページをお願いいたします。歳出の主なものをご説明いたします。

5款、総務費、5項、総務管理費、5目、一般管理費、13節、委託料の17万2,000円は、後期高齢者医療保険専用パソコンで、通知書の口座番号情報表示のシステム改修委託料でございます。

次に、歳入をご説明いたします。6ページをお願いいたします。

25款、5項、5目、5節、繰越金17万3,000円は、歳出にありましたシステム改修分及び次に申し上げます端数を合計したものです。

30款、諸収入、25項、10目、5節、雑入、特定健診等の事業費確定により国保連合会から返還されます9,602円を9,000円で計上していますので、歳出と合わせるため端数を先ほどの繰越金で調整いたしました。

これで、議案第56号、令和元年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 建設下水道課長、野田俊明君。

○建設下水道課長（野田俊明君） 議案第57号、令和元年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

令和元年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

補正予算書を開けていただきまして、1ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,787万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億538万7,000円とする補正でございます。

歳出から説明いたします。9ページをご覧ください。

5款、5項、公共下水道事業費、10目、公共下水道維持費、13節、氷川町公共下水道管路施設修繕改築計画策定業務委託料です。これは本年度ストックマネジメント計画において、昭和55年の供用開始から40年を経過しております老朽化している宮原地区の管路調査を実施しました。その中で緊急度の高い改修箇所が約500メートルほどございます。令和4年度の八代北部流域下水道への編入に向けたスケジュールを考えると、早急に改築工事に向けた準備を着手する必要があるため1,300万円を補正するものでございます。

次に、5款、5項、公共下水道事業費、15目、公共下水道建設費、19節、負担金補助及び交付金ですが、これは八代北部流域下水道事業建設負担金です。新設の幹線管路の既設水路横断が判明したことにより、基本設計時より水圧が大きくなることが分かりました。そのためウォーターハンマー対策が必要になりますので、当初予定されていた水中ポンプでは対応できないことから、陸上ポンプに変更となります。施設規模が大きくなったことから事業費が増となったため、2,487万8,000円を補正するものです。

続いて、歳入の説明に入ります。8ページをご覧ください。

15款、国庫支出金、5項、国庫補助金、5目、下水道補助金、5節、下水道補助金については、社会資本整備総合交付金600万円を増額するものです。これは歳出で説明しました増額分について交付金を充てるものです。

次に、35款、5項、町債、5目、5節、下水道債は、建設事業費の財源として3,180万円を増額するものです。

以上で、議案第57号、令和元年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第2

号) についての説明を終わります。

○議長(米村 洋君) 総務課長、稲田和也君。

○総務課長(稲田和也君) 議案第58号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてご説明いたします。

地方自治法第286条第1項の規定により、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更するため、地方自治法第290条の規定により関係市町村の議会の議決を求めるものでございます。

変更内容は、規約第3条第1号の「地方自治法第204条第2項の規定による職員手当に関する共同処理する事務」に「熊本県後期高齢者医療広域連合」が令和2年4月1日より加入するため、契約の一部を変更するものでございます。

以上で、議案第58号の説明を終わります

○議長(米村 洋君) 町長、藤本一臣君。

○町長(藤本一臣君) 諮問第3号につきましてご説明をいたします。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞くものでございます。

住所 熊本県八代郡氷川町鹿島312番地

氏名 永田 春生

生年月日 昭和26年5月6日生まれでございます。

同氏は、元氷川町役場職員でありまして、在職中は教育委員会での職務経験もあり、同和問題や人権啓発等に精通をされております。現在は防犯ボランティアとして、小中学生の登下校の見守り、パトロール活動にも参加をされております。これらの経験を基に、お互いの人格や個性を尊重し支え合うことの大切さを伝える人権擁護委員として活躍が期待できますので、候補者として推薦してよろしいか、議会の意見を求めるものであります。

○議長(米村 洋君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

議案第46号について、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(米村 洋君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第47号について、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(米村 洋君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第48号について、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]



○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
次に、議案第49号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
次に、議案第50号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
次に、議案第51号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
次に、議案第52号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
次に、議案第53号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
次に、議案第54号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
次に、議案第55号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
次に、議案第56号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
次に、議案第57号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
次に、議案第58号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
次に、諮問第3号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第46号から議案第58号まで、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号から議案第58号までは、議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

—————○—————

散会 午前11時30分